（関税法施行令の一部改正）

第一条　関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項第七号中「から第十号まで」を「、第十号及び第十一号」に改め、同項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　特例申告貨物について、第六十一条第一項第二号ハに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、同号ハに規定する締約国品目証明書の発給を受けている旨

第四条の二第五項中「次条第一項第九号」を「次条第一項第十号」に、「第十号」を「第十一号」に、「次条第一項第九号又は第十号」を「次条第一項第十号又は第十一号」に改める。

第四条の十二第二項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　第六十一条第一項第二号ハに規定する締約国品目証明書（許可済特例申告貨物に係る同号の便益の適用がある場合に限る。）

第三十六条の三第五項中「第五十一条の十二第五項」を「第五十一条の十二第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物について、第六十一条第一項第二号ハに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、当該承認の申請の際（税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、その申請後その理由により相当と認められる期間内）に、同号ハに規定する締約国品目証明書を税関長に提出しなければならない。ただし、当該便益の適用を受けようとする貨物の課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、定率法第四条から第四条の八まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出した価格）の総額が二十万円以下である場合にあつては、税関長の求めがあつたときに提出すれば足りる。

6　前項の規定により第六十一条第一項第二号ハに規定する締約国品目証明書を提出した場合においては、同条第四項の規定にかかわらず、前項の貨物について輸入申告を行う際には、当該締約国品目証明書の提出を要しない。

第五十一条の十二第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物について、第六十一条第一項第二号ハに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、当該承認の申請の際（税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、その申請後その理由により相当と認められる期間内）に、同号ハに規定する締約国品目証明書を税関長に提出しなければならない。ただし、当該便益の適用を受けようとする貨物の課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、定率法第四条から第四条の八まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出した価格）の総額が二十万円以下である場合にあつては、税関長の求めがあつたときに提出すれば足りる。

6　前項の規定により第六十一条第一項第二号ハに規定する締約国品目証明書を提出した場合においては、同条第四項の規定にかかわらず、前項の貨物について輸入申告を行う際には、当該締約国品目証明書の提出を要しない。

第六十一条第一項第二号中「又は日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定」を「、日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定又は経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定」に改め、同号に次のように加える。

ハ　当該貨物が経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定における関税についての特別の規定による便益の適用を受けることができる品目に該当するものであることにつき証明を必要とするものである場合にあつては、当該貨物が当該便益の適用を受けることができる品目に該当するものであることを証する書類（当該証明が締約国原産地証明書により行われる場合を除く。第四項において「締約国品目証明書」という。）

第六十一条第四項中「締約国原産地証明書」の下に「及び締約国品目証明書」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、締約国品目証明書は、その証明に係る貨物の課税価格の総額が二十万円以下である場合にあつては、税関長の求めがあつたときに提出すれば足りる。

（関税暫定措置法施行令の一部改正）

第二条　関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二に次の一号を加える。

十三　経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定

第二十五条第二項第四号中「又は第十二号」を「、第十二号又は第十三号」に、「又は第一二号」を「、第一二号又は第一二四号」に改める。

（経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令の一部改正）

第三条　経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

七	経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定（以下「ペルー協定」という。）	（一）　関税率表第一〇〇五・九〇号の二に掲げる物品のうち菓子の製造用のもの （二）　関税率表第一〇〇五・九〇号の二に掲げる物品のうちアルコールを含有しない飲料の製造用のもの

別表第三に次のように加える。

八	ペルー協定	（一）　関税率表第〇二〇三・二二号の二及び第〇二〇三・二九号の二に掲げる物品 （二）　関税率表第〇二〇七・一一号、第〇二〇七・一二号、第〇二〇七・一三号の一、第〇二〇七・一四号の二の㈠及び㈡、第一六〇二・三一号の二の㈠及び㈡並びに第一六〇二・三九号の二の㈠に掲げる物品 （三）　関税率表第二一〇三・二〇号の一に掲げる物品 （四）　関税率表第二一〇三・二〇号の二に掲げる物品

附　則

この政令は、経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。

財務大臣　安住　淳
内閣総理大臣　野田　佳彦